

<本野小 めざす児童像>

支え合い、思いやりのある子（やさしく）

学び合い、確かな学力をつける子（かしこく）

高め合い、郷土を誇りに思う子（たくましく）

【いじめ防止の合言葉】

いじめは **しない** **させない** **見逃さない**

○私たちは、他の人をいじめません。

○私たちは、いじめられている人を助けます。

○私たちは、一人でいる人を仲間に入れます。

○もし、いじめをみたら、先生や家族にそのことを話します。

<いじめ対策会>

生活連絡会（月1回）

<いじめ対策委員会>（随時）

校長・教頭・生活指導主任
教務主任・養護教諭・担任
心のケア相談員
外部関係者（必要に応じて）
（実施は不定期）

<関係機関>

・諫早市教委 ・少年センター ・学校医 ・スクールカウンセラー
・児童相談所 ・本野駐在所 ・外部専門家 ・スクールソーシャルワーカー(SSW)

<家庭・地域との連携>

・PTA ・校区健全育成会 ・地域民生委員会 ・学校支援会議
・学校評議員 ・自治会長

<児童会>

・12月の人権集会において、いじめ防止や人権に関わる内容を取り扱う。
・児童会・縦割り活動等で、異学年との様々な交流を通してコミュニケーション能力を高める。

【いじめの防止】

学校

- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識を全職員がもつ。
- ・生活連絡会での共通理解
- ・学級経営、学級活動の充実（支持的風土の醸成）
- ・「できた」「分かった」の笑顔があふれる授業
- ・人権月間、人権集会での人権意識の高揚
- ・異学年交流活動を通して、規範意識や正しい判断力の育成
- ・菊栽培活動、異年齢交流体験、奉仕体験など体験活動の積極的実践
- ・道徳教育の推進（一人一人のよさや違いを認め合える学習）
- ・情報モラルについての指導

児童

- ・ノーテレビデー、ノーゲームデー等のメディアコントロールの実践（4Mチャレンジ）
- ・メディア教室の実施
- ・「SNSノート・ながさき」等を活用した情報モラル教育
- ・地域行事等への積極的参加
- ・親子の対話の推進

家庭

- ・親子読書、親子ふれあい活動の実践と親子対話
- ・地域の一員としての自覚の育成
- ・ゲーム、携帯電話インターネット等の約束作り
- ・学校、担任教師との積極的な情報交換
- ・「SNSノート・ながさき」の活用 の啓発

【いじめの早期発見】

学校

- ・朝の会、健康観察、授業中など細やかな観察
- ・情報収集・個人面談（早期発見・早期対応）
- ・日常的な保護者との対話、情報収集
- ・定期的なアンケート（各学期）→個人面談

児童

- ・困ったことは先生、親、友達に相談
- ・仲間の変容に気づく思いやりの心

家庭

- ・子どもの持ち物や、服装の乱れに注意
- ・子どもとの一緒に食事や会話機会の充実
- ・些細なことでも学校へ連絡

【いじめに対する措置】

学校

- ・生活連絡会、いじめ対策委員会等での確実な共通理解
- ・いじめられている児童の苦痛除去と保護
- ・いじめている児童の保護者と連携した指導
- ・市教委への報告と相談 ・必要によりPTAや外部機関との連携
- ・犯罪行為と判断される場合の警察との連携 ・傍観者への指導
- ・再発防止のための日常的、組織的な実践計画

児童

- ・自分の気持ちを正直に話す。
- ・いじめられた子の立場に立って自らを振り返る。

家庭

- ・我が子を守り抜くという姿勢を子どもに見せる。
- ・被害児童、保護者への適切な対応（謝罪等）
- ・問題解決に向けた学校の取組の理解と協力

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法 第2条より」）

【重大事態発生時の対処について】

<重大事態とは> ○児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合 ○児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合 ○児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという連絡があった場合 <対 処> ・直ちに教育委員会へ報告 ・教育委員会の指導、支援のもと、いじめ対策委員会を中心に対応を検討 ・調査、指導（加害、被害児童及び保護者への聞き取り…複数職員で行う。） ・外部機関との連絡、調整については、いじめ対策委員会の長（校長）が行うが、保護者等との連携については、教頭、担任も行う。 ・必要に応じて、保護者説明会の開催も検討 ・調査、指導については、定期的に教育委員会へ報告 ・事態の収束に至った場合は、教育委員会へ最終報告	
--	--

【年間計画】

4 月	職員間での基本方針の共通理解 P T A 総会、懇談会での保護者への説明 集団登校班、集団下校班編制、異学年交流を始める。	※月 1 回、第 2 火曜日に生活連絡会を開き、職員間で児童の共通理解を確実に図る。 ※保護者会では、いじめや問題行動がな いか情報交換をする。 ※縦割り活動、菊栽培、異年齢交流、人 権集会等の機会を生かし人権に対す る意識を高める。 ※政府、県、市からの通知、通達などを 活用し、保護者への啓発を行う。
5 月	いじめ対策委員会（学校基本方針の周知、確認） 心の教育推進プラン共通理解 運動会 縦割り活動 異学年交流を深める。	
6 月	本野っ子を見つめる教育週間 ・道徳授業の公開 ・学級分会 ・メディア教室 ・地域との交流、異年齢交流 児童アンケート①・個人面談の実施	
7 月	保護者面談 平和学習 心の教育推進プラン（具体方策）のふり返し	
8 月	平和集会 学校除草作業 地域行事への参加（本野地区夏祭り 等）	
9 月	学級分会	
1 0 月	下校見守隊活動 いじめ対策委員会	
1 1 月	菊祭り 地域との交流 人権月間の取組 児童アンケート②・個人面談の実施	
1 2 月	人権集会 学級分会 心の教育推進プラン（具体方策）のふり返し	
1 月		
2 月	授業参観 学級分会 いじめ対策委員会（本年度の振り返りまとめ） 児童アンケート③・個人面談の実施	
3 月	心の教育推進プラン（具体方策）のふり返し	

